

社会福祉法人清津福祉会役員並び評議員及び監事の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清津福祉会(以下「法人」という。)の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、出席報酬はなく別表1により(交通費)実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員報酬)

第4条 役員報酬については、無報酬とする。

2 理事が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、報酬はなく別表1により(交通費)実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、報酬はなく別表2により(交通費)実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、報酬はなく別表1により(交通費)実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表2により旅費を支給することができる。

第7条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

第8条 附 則

この規程は平成 28年 3月 3日から施行する。

この規定は平成 28年 4月 1日から施行する。(一部変更)

別表1(第3条並び第第4条及び第5条関係)

名 称	(交通費)実費弁償費
理事会	5,000円
評議員会	5,000円

別表2(第6条関係)

名 称	旅 費
旅費	実費相当